

茨木市多文化共生支援事業業務委託仕様書

1 事業の目的

外国人を地域社会の一員として受け入れる社会的包摂を念頭に置き、日本語能力が十分でない外国人が、交流等を通じて生活や就労、その他日本で暮らす上で必要な日本語能力を身に付けられる環境を整備するとともに、地域の理解の醸成や居場所の創設、サポーターの育成等によって、日本語学習環境を強化するための支援体制づくりを行うことで、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保と多文化共生の推進を図ることを目的とする。

2 基本方針

受託者は、業務実施にあたっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。

- (1) 事業の趣旨を踏まえ、真に支援対象者の自立の助長に必要な支援と、多文化共生の社会作りに向けての取組みを行うよう努めること。
- (2) 民間のノウハウを活用した効果的な事業の実施に努めること。
- (3) 業務を遂行するにあたり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (4) 受託者は貸与を受ける業務スペースについて、委託者の庁舎等建物管理上の規則に従い、業務遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。
- (5) 様々な障害、事故、災害、感染症の拡大などの緊急事態が発生した場合、業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備するとともに、委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたって、地方公務員法第34条の「守秘義務」規定及び「個人情報保護に関する法律」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。
- (7) 受託者は、上記(1)～(6)を含め、事業従事者が適切な支援を行うために必要な教育を行うこと。

3 事業内容等

(1) 対象者

原則的には、茨木市内在住、在勤、在学の外国人住民や外国にルーツを持つ者であって、言語や生活に関する課題を有する者とするが、人種、民族、文化の違いを超えた多文化共生に関する相互理解の促進に向け、幅広く対象者として捉えること。

(2) 業務内容

受託者は、本事業の統括責任者（コーディネーター）、ファシリテーター、スタッフを配置し、以下のア～オの手順により、対象者の支援を行う。

なお、実施にあたって、時間の使途は委託者と受託者の協議に基づき設定するほか、支援者間での情報共有や気づきを促す観点から、適宜事前ミーティングや振り返りによるフォローアップを行うこと。

ア 委託期間中 84 時間以上、茨木市内において外国人住民への日本語学習支援や参加者の居場所としての場づくり（多文化交流サロンの開催）を行うこと。なお、実施にあたっては、対面での実施のほか、参加者の地理的問題等も考慮し、オンラインも活用するなど、参加しやすい内容とすること。

イ 委託期間中 1 回以上、多文化理解の醸成に向けた地域住民との交流の機会として、茨木市内において交流行事（多文化交流フェスタの開催）を行うこと。

ウ 対象者において、くらしや人権に関する相談や支援が必要と判断された際には、対象者の主訴・状況について聞き取りを行うとともに、委託者との協議及び本人の同意のもと、茨木市外国人総合相談窓口を始めとする各相談・支援機関や日本語教室等へ適切なつなぎを行うこと。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、書面等による本人の同意が必要であることに留意すること。

エ 支援が始まった後も、支援機関との連携・調整はもとより、個々の状態に合わせた寄り添い支援や居場所の提供を行い、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）すること。

オ 委託期間中、受託者は上記ア～エで示す各取組みのほか、茨木市の行う関連事業、及び関係団体が行う行事等について適時参加し、関係者・関係機関との情報共有や連絡調整を行うこと。

4 委託業務の日程、時間、場所

（1）履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日まで（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金実施期間）

（2）実施日、実施時間

委託者と受託者の協議に基づき決定する。

（3）実施場所

委託者が指定する以下の施設のほか、委託者と受託者との協議に基づいて決定する。

- ・茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター
- ・茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター
- ・茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター
- ・その他委託者が指定する施設

5 事業にかかる委託料

受託者が業務の遂行にかかる経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金以外の費用を負担しない。

6 請求及び支払

委託契約の締結後、受託者からの適法な支払請求書を受理した時は、30日以内に当該請求額を支払うものとする。なお支払は原則として四半期ごとに行う。

7 業務従事者研修・教育

受託者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するために必要不可欠な知識や技術を指導・教育し、習得させ、従事者の資質の向上に努め、受託業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。

8 秘密の保持

受託者は、業務の遂行にあたり次の対策を実施すること。

(1) 個人情報の保護

個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び委託者が定める個人情報の安全管理に関する規程、茨木市情報セキュリティポリシー及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

委託者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(5) 事業従事者への教育の実施

受託者は事業従事者に対して、個人情報の保護に関する法律及び委託者が定める個人情報の安全管理に関する規程を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要

な教育を行い、これらの事項を遵守させなければならない。

(6) 定期的な報告

委託者は、委託業務の処理状況について受託者（再委託先があるときは再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して随時に必要な報告を求めることができるとともに、必要があると認めるときは受託者に対して監査（調査を含む。）を行うことができるほか、委託業務の実施について、受託者又は当該業務の取扱責任者に対して必要な指示をすることができる。

(7) 事故発生時の報告

個人情報情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じたときは、直ちに委託者に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(8) 損害の負担

当情報セキュリティポリシーに違反した場合、生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者がすべての責を負う。

9 再委託等の禁止

受託者は委託者の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

10 業務に必要な設備及び物品等の調達について

業務を遂行するにあたり、受託者が使用する施設、機器等は次のとおりとする。

(1) 業務従事スペース

業務の遂行に必要なスペースは、委託者が無償で貸与する。

ただし、委託者が指定する公的施設以外のスペースを使用する場合は、受託者の負担とする。

(2) 業務従事者の名札

業務従事者は、その身分を明確にするための名札を必ず着用させるものとする。名札にかかる費用は受託者の負担とする。

(3) 機器及び什器

通信に必要な機器・設備等については、受託者の負担とする。

ただし、業務を遂行するにあたり、連絡に必要な電話機・FAX は委託者の施設設備を使用することができる。

(4) 消耗品

業務を遂行するにあたって必要となる消耗品については受託者が用意する。

(5) その他

業務遂行に必要なものは業務従事スペースに持ち込まないこと。

11 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき(満了後も引き続き業務を遂行することとなる場合を除く。)又は契約書に基づく契約の解除があるときの業務の引継ぎは、次のとおりとする。

(1) 貸与物の返還

受託者は業務に関し、貸与を受けた機器、資料等を遅滞なく、委託者に返還しなければならない。なお、貸与されたものについて、受託者の責において損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償すること。

(2) 引継書の作成

受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、委託者に引き渡すものとする。

(3) 引継方法

受託者は、委託者及び次期受託者から資料等の請求があった場合は、受託者の不利益になると委託者が認めた場合を除き応じるものとする。なお、委託者が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で次期受託者に引継ぎを行うこと。委託者は、受託者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受託者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

12 その他

(1) 受託者は労働基準法その他関係法令を遵守すること。

(2) 受託者として果たすべき責務について誠実に履行すること。

(3) 受託者は本仕様書に定めのない事態が生じた場合、速やかに委託者と協議し、誠実に指示に従うこと。